



2026 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名： かどや製油株式会社
代表者名： 代表取締役社長 北 川 淳 一
(コード番号 2612 東証スタンダード)
問合せ先： 常務執行役員 経営企画部長
兼コーポレート本部長 佐 藤 幹 央
(TEL. 03-6721-6957)

会 社 名： 株式会社 ITG-G ホールディングス
代表者名： 代表取締役 辺 見 芳 弘

株式会社 ITG-G ホールディングスによる
かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 ITG-G ホールディングスは、本日、かどや製油株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社 ITG-G ホールディングス（公開買付者）が、かどや製油株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026 年 9 月 14 日付「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年9月14日

各 位

会 社 名： 株式会社 ITG-G ホールディングス

代表者名： 代表取締役 辺 見 芳 弘

**かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社 ITG-G ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）に上場しているかどや製油株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

かどや製油株式会社

（2）買付け等をする株券等の種類

普通株式

（3）買付け等の期間

2026 年 9 月 15 日（火曜日）から 2026 年 10 月 30 日（金曜日）まで（30 営業日）

（4）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,514 円

（5）買付予定の株券等の数

買付予定数 23,079,969 株

買付予定数の下限 13,847,100 株

買付予定数の上限 一株

（6）決済の開始日

2026 年 11 月 9 日（月曜日）

(7) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

2. 本公開買付けの目的の概要

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有することを主たる目的として2026年7月17日付で設立された株式会社であり、本日現在、インテグラル株式会社がその発行済株式の全てを所有しております（注1）。なお、本日現在、インテグラル株式会社及びインテグラル株式会社がその発行済株式の全てを保有するインテグラル・パートナーズ株式会社（以下個別に又は総称して「インテグラル」といいます。）並びに公開買付者を含むインテグラルの子会社及び関連会社その他公開買付者に対する出資に関わる各主体は、対象者株式を所有していません。

インテグラルは日本国内の上場企業・未公開企業等に投資するエクイティ投資会社です。社名である「インテグラル」とは、『積分、積み重ね』を意味し、投資先企業と信頼関係を構築し、持続的な企業価値の向上に資する施策を積み重ねていくという長期的視野に立ったエクイティ投資を行うことを理念としており、『経営と同じ目線・時間軸』をもって投資先企業と共に歩み、投資先の事業方針を尊重して企業価値の最大化に向けて経営・財務の両面での最適な経営支援を行うことを方針としております。インテグラルは、2007年9月の創業からこれまでキュービーネットホールディングス株式会社、スカイマーク株式会社、株式会社シノケングループ、株式会社ダイオーズ、旭化成メディカル株式会社、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン等、計40件の投資実績（2026年9月14日現在）を有し、企業価値向上に向けた経営・財務の両面でのサポートを行ってまいりました。インテグラルは、コスト削減やオペレーションの効率化のみによる短期的な利益の追求ではなく、長期的な視野に立った投資やリソース配分を行い、永続的な事業の成長・発展を目指しております。M&A業務及び会社のマネジメントに従事し、それらの高度な専門的知識を有する者が集まった国内独立系の投資会社として、日本企業のマネジメント層の特性を十分に理解・尊重しながら、投資先企業の企業価値向上を最優先した成長戦略促進の支援に全力で取り組んでおります。

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式（ただし、BBT所有株式（下記に定義します。）を除きます。）及び本不応募株式（下記に定義します。）を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための取引の一環として、本日付で本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、本日付で、対象者との間で、対象者がその取締役会において、本公開買付けに賛同し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことを含む公開買付契約を締結しております。また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の第3位株主である小澤物産株式会社（所有株式数3,189,558株、所有割合（注2）：11.54%。以下「小澤物産」といいます。）、対象者の

第4位株主である小澤商事株式会社（所有株式数 1,284,942 株、所有割合：4.65%。以下「小澤商事」といいます。）並びに小澤物産及び小澤商事の代表取締役であり対象者の株主でもある小澤一彦氏（所有株式数 89,004 株、所有割合：0.32%。以下「小澤氏」といい、小澤物産及び小澤商事と併せて「創業家株主」又は「不応募株主」といいます。）との間で、本日付で、創業家株主が所有する対象者株式の全て（以下「本不応募株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しない旨の契約（以下「本取引合意書（創業家株主）」といいます。）を締結しております。

（注1）インテグラル株式会社が2026年2月10日付で公表した「グループ統括会社体制への移行に向けた会社分割、並びに定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）に関するお知らせ」に記載のとおり、インテグラル株式会社は、2026年10月1日を効力発生日として、インテグラル株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル分割準備株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割により、PE投資ファンドの運用事業に関して有する権利義務を、同年2月10日付吸収分割契約に定める範囲においてインテグラル分割準備株式会社に承継させることを予定しており、当該吸収分割により、インテグラル株式会社が所有している公開買付者の発行済株式の全てがインテグラル分割準備株式会社に承継されます。なお、インテグラル株式会社は、2026年10月1日付で「インテグラル・グループ株式会社」へ商号変更することを予定しており、インテグラル分割準備株式会社は、同日付で「インテグラル株式会社」へ商号変更することを予定しております。

（注2）「所有割合」とは、対象者が2026年8月3日に公表した「2027年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年6月30日現在の発行済株式総数（28,200,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（556,527株）（なお、当該自己株式数には、対象者の役員等の株式報酬制度に係る株式給付信託（BBT）として、みずほ信託銀行株式会社が所有する対象者株式（27,759株）（以下「BBT所有株式」といいます。）を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（27,643,473株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

また、小澤物産は、本取引合意書（創業家株主）において、対象者が実施する自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）に応じて、その保有する対象者株式のうち1,905,127株（以下「本自己株式取得対象株式」といいます。）を売却することを合意しており、本自己株式取得における自己株式取得の対価は、小澤物産が保有する対象者株式1株当たり2,002円（以下「本自己株式取得価格」といいます。）とすることを予定しております。公開買付者は、本自己株式取得を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保することを目的として、自ら又は対象者をして、(i) 公開買付者による対象者に対する貸付け（公開買付者を貸付人と

する対象者に対する貸付け又は対象者による社債発行によることを予定しております。)及び(ii) 会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を実施させることを予定しております。なお、小澤物産において、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に小澤物産及び小澤商事が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように本自己株式取得価格を設定しているため、本自己株式取得は公開買付価格の均一性規制(法第 27 条の 2 第 3 項)の趣旨に反するものではないと考えております。

また、公開買付者は、対象者の第 1 位株主である三菱商事株式会社(所有株式数 7,431,000 株、所有割合:26.88%。以下「三菱商事」といいます。)と本日以降に協議を行う予定であり、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を 6,416,100 株(当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%(小数点以下第三位を四捨五入)です。)とし、三菱商事が保有する対象者株式 1 株当たりの自己株式取得価格を 2,175 円(以下「本自己株式取得価格(三菱商事)」といいます。)、変更後の本公開買付価格を 2,644 円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち 1,925,951 株、変更後の本自己株式取得価格を 2,104 円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格(三菱商事)は、三菱商事において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三菱商事が上記引き上げ後の本公開買付価格(2,644 円)に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制(法第 27 条の 2 第 3 項)の趣旨に反するものではないと考えております。

また、公開買付者は、対象者の第 2 位株主である三井物産株式会社(所有株式数 6,058,500 株、所有割合:21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。)と本日以降に協議を行う予定であり、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数

及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を 7,788,600 株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三井物産が保有する対象者株式 1 株当たりの自己株式取得価格を 2,156 円（以下「本自己株式取得価格（三井物産）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を 2,620 円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち 1,919,829 株、変更後の本自己株式取得価格を 2,086 円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格（三井物産）は、三井物産において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三井物産が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,620 円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に反するものではないと考えております。

さらに、公開買付者は、法人株主の一方との間で公開買付期間中にその保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結した状況において、法人株主のもう一方との間でも同内容の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、新たに当該合意を締結した法人株主の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を 357,600 株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、変更後の本公開買付価格を 2,760 円、本自己株式取得価格（三菱商事）を 2,270 円、本自己株式取得価格（三井物産）を 2,270 円（このときの本自己株式取得価格（三菱商事）と本自己株式取得価格（三井物産）のいずれかは、変更後の本自己株式取得価格（三菱商事）又は本自己株式取得価格（三井物産）をいいます。）、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち 1,945,486 株、変更後の本自己株式取得価格を 2,195 円とすることを予定しております。なお、このとき新たに当該合意を締結した法人株主が保有する対象者株式 1 株当たりの自己株式取得価格は、同法人株主において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に同法人株主が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,760 円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に反するものではないと考えております。

3. 公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株式の全て（ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対

象者の株主を公開買付者及び不応募株主のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 180 条に基づく対象者株式の併合（以下「第 1 回株式併合」といいます。）及び第 1 回株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者及び不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において第 1 回株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、第 1 回株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた第 1 回株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。第 1 回株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。公開買付者は、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、不応募株主及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び不応募株主が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、不応募株主及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者が 2026 年 9 月 14 日付で公表した「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」によれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

なお、第 1 回株式併合の効力発生日の前日において、公開買付者又は不応募株主が所有する対象者株式数を上回る数の対象者株式を所有する株主（公開買付者及び不応募株主を除きます。以下「多数保有株主」といいます。）が生ずることが合理的に否定できない場合、第 1 回株式併合後に公開買付者及び不応募株主以外に対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、小澤商事及び小澤氏が、公開買付者の要請に従い、第 1 回株式併合の効力発生前を効力発生時として、それぞれが保有する対象者株式の全てを、小澤物産に対し貸し付ける貸株取引を実施する予定です（注 3）。

本株式併合（下記に定義します。以下同様です。）に関連する一般株主の権利保護を目的と

した会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主の皆様（公開買付者、不応募株主及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、不応募株主及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する当該株主の皆様は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、不応募株主及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。公開買付者は、上記の本臨時株主総会の具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

（注3） 第1回株式併合の効力発生後において、多数保有株主が存在する場合は、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、公開買付者及び不応募株主は、本スクイーズアウト手続の一環として、小澤商事及び小澤氏が、公開買付者の要請に従い、それぞれが保有する対象者株式の全てを、小澤物産に対し貸し付ける貸株取引及び公開買付者又は小澤物産のいずれか一方が、他方に対し、自らが保有する対象者株式の全てを貸し付ける貸株取引を行った上で、再度対象者株式の併合（以下「第2回株式併合」といい、第1回株式併合と併せて「本株式併合」といいます。）を行うことを含む、対象者の株主を公開買付者及び不応募株主のみとするための手続を実施することを予定しております。なお、第2回株式併合においては、多数保有株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該多数保有株主が所有していた対象者株式の数（ただし、第1回株式併合における対象者株式の併合の割合に基づく形式的な調整を行う予定です。また、第1回株式併合により端数となった部分を除きます。）を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。

4. 上場廃止等となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しており、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

その他、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年9月15日に提出する公開買付届出書をご参照ください。公開買付届出書は、EDINET (<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>) にて縦覧に供されます。

以 上

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

